

こうべオレンジカフェ（認知症カフェ）登録事業実施要綱

平成 28 年 3 月 1 日

保健福祉局長決定

（目的）

第 1 条 この事業は、神戸市内における認知症カフェの運営主体を支援し、認知症カフェの地域における周知を促進することにより、介護者の負担軽減を図り、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進する。

（定義）

第 2 条 この事業における認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に相互交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場をいう。

2 前項の認知症カフェのうち第 5 条に定める登録要件を満たす認知症カフェを、「こうべオレンジカフェ」とする。

（実施主体）

第 3 条 本事業の実施主体は神戸市（以下、「市」という。）とする。ただし、市は、実施にあたって事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

（事業内容）

第 4 条 市は、こうべオレンジカフェの運営主体（以下、「運営主体」という。）に対し、ホームページ等による広報、市の認知症関連施策に関する情報提供を行う。また、市から本事業の委託を受けた法人等は、ホームページ等による広報及び市の認知症関連施策に関する情報提供に加え、こうべオレンジカフェ連絡会の開催、その他運営主体からの開設や運営に関する相談に対する必要な助言等の支援を行う。

（登録要件）

第 5 条 次の各号のすべてを満たすことを登録要件とする。

(1) 認知症の人やもの忘れに不安を感じる人、及びその家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせるとともに、相談や情報収集ができる居場所づくりを開催目的とすること。

(2) 活動内容や活動状況を地域住民等へ広く周知し、積極的に新規参加者を受け入れること。

(3) 利用する認知症の人本人のニーズを把握し、本人やその家族の視点を重視した運営に努めること。

(4) 運営主体は、地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、

医療機関等の団体又は個人とする。開催時には、医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座受講者など、認知症について知識を有し、認知症の人に対応した経験を有する者が必ず1名以上スタッフとして常駐すること。

(5) 運営主体は、市内で活動している団体又は個人であること。ただし、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体又は個人でないこと。

(6) 営利、宗教、政治活動を主たる目的としていないこと。

(7) 法令および公序良俗に反する内容でないこと。

(8) 継続的に開催し、開催日時や場所等の開催情報について、参加者からの問い合わせに誠実に対応すること。また、変更等がある場合は、第8条第1項及び第2項に基づき速やかに市長へ報告し、常に正確な開催情報を市長へ提供すること。

(9) 事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営主体が負うこと。

(登録手続)

第6条 運営主体が登録を申請する際は、以下の書類を市長へ提出する。

(1) こうべオレンジカフェ登録申請書（様式第1号）

(2) その他必要と認める書類

(登録決定)

第7条 市長は、申請を受理し適当と認めるときは、登録決定を行い、こうべオレンジカフェ登録決定通知（様式第2号）を運営主体へ交付する。

(変更、廃止手続)

第8条 運営主体は、開催場所や開催回数、その他登録内容に変更があった場合は、その都度こうべオレンジカフェ変更届（様式第3号）を市長へ提出する。

2 運営主体は、登録の廃止を希望する場合は、廃止予定日の1ヶ月前までにこうべオレンジカフェ廃止届（様式第4号）を市長へ提出する。なお、市長は、運営主体からの届出がない場合においても、登録要件に適合しないことを確認した場合は、登録決定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項で規定する変更届又は廃止届を受理し、登録を変更又は廃止する。

4 市長は、開催実態の確認がとれない、且つ、連絡が繋がらない運営主体については、登録を廃止することができる。

(実績報告)

第9条 運営主体は、実施結果についてこうべオレンジカフェ実施報告書（様式第5号）

により、毎年3月末及び9月末に市長に提出すること。また、登録を廃止した場合は、その時点でこうべオレンジカフェ実施報告書を市長に提出する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、所管局長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月25日より施行する。